

『みぞち物語』に於ける 在地伝承の可能性について

松本麻子

はじめに

本学図書館蔵「みぞち物語」については、本誌前号で佐伯真一氏が「『みぞち物語』考」としてまとめられ、ほぼその全容が明らかにされた。中でも、「みぞち物語」成立時期、及び場について佐伯氏は二つの具体的な可能性を示唆する。

一つは、中世、現地に近いところで、在地伝承に基づいて物語化したと考える方向である。これは、この作品を室町物語として読もうとする立場といえるかもしれない。今一つは、近世、都などにいた文筆家が、近隣の伝承や漢籍の知識などに基づいて創作したと考える方向である。これは、近世初期の仮名草子ないし怪異小説との近接性を強く考える方向と言えるか。

本稿では、この佐伯氏の指摘を受け、前者の「みぞち物語」在

地伝承の可能性について言及したいと考えている。

(一) 水落の郷

ここでは、まず「みぞち物語」を在地伝承と仮定し、「みぞち」という場所を検討することから始めたい。本話の冒頭には「ここに中頃、越州前の国に、福内の左衛門と申す人はんべりける」とあり、話末に「それより此所をば、みぞちの郷とぞ名付けける。みぞちとは水落子とかやうに書き侍る也」と記されることから、「みぞちの郷」は、現在の福井県鯖江市にある水落と推測できる。鯖江市に今も名が残る水落という土地は、北陸道の宿の一つとして知られており、図①に示した「近世初期の北陸道」を見ると、目立った規模の宿ではないにせよ、水落という名が見られる。

一乗谷に近接しておりながら、自治性を持つ特殊な土地であったようだ。朝倉氏の政治構造を調査した楠瀬勝氏の『日本の前近代と北陸社会』で、この「瓜生家文書」は、光政から一乗谷評定衆、それから水落を管轄していた府中奉行人への命令組織を想定できる史料であるとする。一方で、前述した『鯖江市史』によれば朝倉氏は水落に水落代官なるものを置いていたとの指摘もあり、定かではない。さらに『鯖江市史』は続けて、要衝の地である「水落は一乗谷の直轄領で代官を任命して支配したので府中奉行の管轄外であった」との説明が見え、このように水落の管轄については府中奉行人か、代官が行っていたのかは史料が残らず判断が付きかねるが、いずれにしても水落は交通の要衝として重要視されており、神明社の存在と共に近世以降北陸道の宿として整備される以前の、中世も後期には、例えば市の立つような繁栄した土地柄であったと考えられる。

しかし、『鯖江市史』では近世初頭とするが、詳細な時期はあくまで不明であるけれども、水落は次第にその姿を農村の単なる一宿駅としての様相を強めていったようで、森藤右衛門家文書¹⁰によると、

二三 割増駄賃ニ付越前一七か宿間屋願書

乍恐以書附奉願上候

北陸道越前国板取宿・二ツ屋宿も細呂木宿迄拾七ヶ宿間屋年寄共一同奉申上候、当宿々之義者北国筋奥羽之兩國下辺御武家方・諸寺院・社家衆、御府内井上¹¹方筋江之御往返多

分人馬差出シ御繼立仕來候処、下地御定之賃錢外街道筋も余程分量直安ニ有之、凡道法宅里之間人足志人ニ付賃錢式拾七文程ニ相当り、別段難渋之宿柄ニ御座候故是迄厚ク御手当被成下、其上助郷村々も¹²不時加勢致只候得共、何分下地之賃錢直安ニ有之候得者¹³沖¹⁴行足り不申、殊に当往還筋¹⁵無類之雪因ニ御座候而、年々十月も二月下旬ハ逸沖¹⁶馬足雪留ニ相成、其節¹⁷馬代り人足雇賃過分差出し、加之其間馬借共馬飼料¹⁸勿論暮方諸雜費金悉為取湊、尚又板取宿・二ツ屋宿・今庄宿・湯尾宿等之四ヶ宿者、左右之継場遠御嶮¹⁹岨之山坂ヲ越、鯖波宿・脇本宿・今宿々・府中宿・鯖江宿・水落宿等之六ヶ宿者、日野川²⁰唱大河急流之川附ニ御座候而、讒²¹之出水ニ²²宿高水難ヲ請、刺府中宿・鯖江宿等之間渡船場有之出水之度毎増人馬多ク御差出し(中略)、夏向²³者却テ干上り讒²⁴之早魃ニ²⁵是又早損ヲ請水旱兩災年々難²⁶通²⁷レ惡地薄免所ニ御座候得者無類之難渋仕、殊二近年海岸御経筒²⁸ニ付臨時多分人馬差出し御繼立仕、余計之宿役折重り何事²⁹及五街道筋³⁰者表裏之始末御座候而³¹実難渋之宿々ニ御座候処、(以下略)

文久二年戊

北陸道

五月

越前国板取宿

問屋 寺田三郎左衛門

年寄 善兵衛

(中略)

問 水落宿

問屋

年寄

(以下略)

文久二年(一八六二)には、他の宿(傍線)と共に難渋した宿の経営状態を訴えており、その衰退ぶりを窺うことが出来るのである。水落は朝倉氏が支配したころ、急速に発展を始めるが、近世も半ばを過ぎたころから、河川の氾濫などの影響もあつてか、北陸道の単なる一つの宿駅に移り変わっていったと言えるようだ。

(三)「みぞち物語」と水落

次に、水落という土地と「みぞち物語」との接点について三触れなければならない。この物語はみぞちの郷に住む左衛門尉の娘と都から流離してきた宮内殿との物語であり、その娘は越州一宮とされる氣比神社の申し子という典型的な語り口をとる。また氣比社に申し子をした左衛門尉は、「国中に並び無き有徳の人」と記され、都にもその名のとどろく商人であつたと語られている。左衛門尉の富裕ぶりは「みぞち物語」冒頭にも「万何事に付けても不足なるといふことなく、下人家来あまた召し使ひて」と始まり、その屋敷についても「家の大きさは百間、南北は七十間、この内に上下の者の家々を作り並べさせて、表の木戸口には櫓をあげて夜物見とて守らせける」とあり、街道

筋の宿駅に存在していたような商人の描写としては聊かそぐわない感もある程である。

ならば、中世末から近世初頭にかけて、このような豊かな商人が現実には水落周辺に存在していたのか、という視点から考えてみたいと思う。まず、朝倉氏が滅び柴田勝家が北の荘の城主となり北陸道の改修を行ったとき、水落の改修を担当したと伝えられる吉江左内なる人物が伝えられる。もとは朝倉氏の家臣であつたとされる吉江左内は、その功績によつて御伝馬方や問屋を許可され、彼は水落の発展に寄与したという。現在に伝わる文書等では、吉江左内が朝倉氏の家臣であつたということは明らかではないが、問屋であつたことは確認でき、「清水文書」(二号)には次のように記される。

一・かすや等契約状

先度より申ことく、水落馬借之儀、御馳走候て、相済申候ハ、上下之といや其方に可仕候間、相済申候やう二御才覚奉願候。為其二以書付を相定申上候上ハ、少も於以来二相違有間敷候。後日證文仍如件。

天正拾壹年

五月九日

水落町 かすや(花押)
たかのはや
太郎左衛門(花押)

以下五名略

吉江左内殿

参

これは、水落に住む「かすや」など五人の町の代表者が馬借の同意を取り付けたので吉江左内を問屋として認め、水落での商売を許可する内容のもので、同じく「清水文書」(二号)にも、

二・堤有誠免許状

当町馬借并市之儀被仰出候。然者、上下荷物付下問諸商売等之事、其方有馳走、惣町人へ可被申付者也。

天正拾壹

五月廿五日

水落

吉江左内殿へ

とあり、これも、水落町の「上下荷物付下」とあるように、つまり隣の宿ここでは鯖江の宿から送られてきた荷物を馬の背から降ろし、また荷物を水落の馬の背に付けて、次の宿駅浅水へ送り届ける宿継業務を許す内容の文書である。天正年間の史料となるが、吉江左内のような水落で問屋として活躍する者の存在が確認できるのである。

一方で「宿」の存在については、桜井英治氏が「商人が定期市に赴く際にはまず市の近くにある商人宿に腰を据えて、そこを拠点に市で商売をしていた」とし、「交通の要衝に存在する宿は単に宿泊施設というだけではなくて、商人同士を取引の場にもなっていた」と述べている。「みぞち物語」の左衛門尉の商売も「この左衛門尉が商売は、都方は申すに及ばず、中国、筑紫、奥州、北陸道を初めとして国々の商人、のぼるも下るも

この左衛門に宿をとりて、万の商いをしけるが」と記されている。全国各地の商人が、街道を上る者も下る者もこの左衛門の宿にとまり、各々の商いをしているというこの部分の表現からは、いかにも宿継の仕事を任されている吉江左内のような人がふさわしいように感じられるのである。

しかしながら、前述したように左衛門尉の屋敷が、「家の大きさは百間、南北は七十間」であり、上下の者の家を並べ、さらには櫓をあげて「夜物見」、つまり警護を固めている、加えるならばその暮らしぶりが、都に住む宮内殿の耳にも入るほどの、商人であるという、こういった点から考えると、一つの町の間屋、例えば吉江左内のような人物とは少し距離がありそうである。中でも屋敷を警護しているような、いわゆる豪商と呼ばれる人々は、商人を統括する役目を担っており、そういった商人は問屋というレベルよりも、商人司と称される元締めのような役目を果たしていたことが既に指摘されてもいる。

そこで、水落周辺に吉江左内よりも更に規模の大きな商人の姿を見ることが出来るならば、商人司の一人として越前に知られる家は、橋家である。朝倉氏が滅亡した後、柴田勝家が越前入りし、水落よりやや北に居城した。ここは北の荘と呼ばれるが、木田または北田とも称され(図①傍線部参照)、朝倉氏以降の中心地となり、現在も福井市の中心となっている。この木田という土地に朝倉氏の支配当時から御用商人として橋屋の存在があり、越前国ではこの橋家と慶松家という二人の豪商の存在が

明らかとなっている。

そもそも橘屋は葉商人が出発点であったようだが、天正年間
の「慶松勝三家文書」によれば、

一〇・柴田勝家判物写

国中分領輕物座役之事、加先規有來、為兩人速可執沙汰、
向後不可有相違之狀如件、

天正六

八月十日

慶松太郎三郎とのへ

橘屋三郎左衛門とのへ

とあり、囀中の輕物つまり綿製品の商売をこの両家に任せると
している。その木田の橘屋の史料は、子孫である橘栄一郎氏が
保存されている文書で詳しく知ることができ(橘栄一郎家文書)、

二・朝倉義景免許状(折紙)

就橘屋調合薬売買、門驗并薬銘橘字可限惣領一人、仍酒売
買座事、如先々不可有相違狀如件

弘治參

十月廿一日

(花押)

のように、朝倉義景に薬の専売を許可された内容の史料も現存
する。もつとも、右の文書は網野善彦氏によって偽文書と考え
られており、橘家が朝倉統治時代に既に商売を一手に引き受け
ていたかどうかは疑問ではあるが、越前を代表する商人であつ
たことは間違いないようである。この橘家に伝わる家の由来書

は、おなじく「橘栄一郎家文書」の一部に収められているが、
次に引いたように後に陶器などの輸入物の販売と考えられてい
る唐人座や、輕物座の権利も手に入れた旨記している(傍線①)。

七六・橘家由来書

橘家之由緒

一・先祖者人皇三拾一代敏達天皇六世之孫美奴王之御子左
大臣橘諸兄公も系圖相統仕来り候、中興者田辺飛騨守と号
シ、紀州田辺之城主ニ而御座候処、大治之頃子細有之、当
国へ罷下り居住仕候、右飛騨守も八代目常門と申者之代ニ
至り觀音之灵夢を蒙り合葉を弘メ候処、起死回生之神功有
之事、達後小松院帝之天聰奉獻合葉、其上橘氏之由緒等奉
聞仕、則方薬并權役之徳用其勅免之御繪旨頂戴仕候、然処
永享之末之頃当国ニ一揆蜂起之儀有之、諸民退散仕候、此
時私家主京ニ旅泊仕候ニ付一族共立退申候節、府中帆山河
原を罷過候処、御繪旨御朱印・家之伝記・宝物共乱妨人ニ
被奪取及紛失候、依之奉再奏、後花園院帝之御宇嘉吉元年
六月十七日御繪旨頂戴仕、於唯今拜持仕候、二度目之御繪
旨ニ御座候故、御文言之初ニ右任先規之旨と有之候、右飛
騨守浪人之躰ニ罷在候得共、只今之居屋敷ニ塀構を仕罷在
候処、先前も被下置候權役之徳用共中絶仕身上不如意ニ罷
成候ニ付、明暦之頃右之塀構を取地名子を附来り申候、(中
略)

御朱印頂戴之分

一・信長公御朱印敷通頂戴仕候、天正之始之頃一揆為御退治当国へ御入馬被遊候二付、私家主（意）上（意）口迄御迎ニ罷出候、其後一揆無事故御退治被遊御満悦之上被召出御目見被仰付、此節鱒（大）献上仕則秀吉様御奏者被成下、為御新恩永代知行五百石可被下置之由ニ候処、存入御座候故拜知不仕候ニ付、如先前唐人座・輕物座其外權役之徳用共被仰付被下置候、猶又御大老之御判物敷通頂戴仕候、（中略）

一・一伯様御囃子被仰付候節、今春惣右衛門と私家之寿仙と太鼓之論争仕、名人之猿楽共御前ニ相詰罷在候処、寿仙首尾克申勝候ニ付御前被為成御満悦、仍而御盃を差上候様ニ被為仰付候故、乍恐御詫申上候得共御思召御座候間、達而指上中候様被為仰付無是非御盃指上申候、翌日御使者を被下置昨日御盃御前へ指上候儀、奉応御機嫌趣被仰下黄金御時服頂戴仕候、（中略）
御朱印七屋鋪之分

但シ古来者十一屋敷所持仕候処、親類へ配分シ引残テ七屋敷（中略）

一・私家太鼓之書伝来儀、童（童）燒と申者乱舞を好ミ觀世与左衛門を師範ニ仕、技芸も相勝れ執心抜群ニ付、与左衛門家之極秘之趣共悉ク自身筆記仕并家宝仕候太鼓之名胴（大）、式筒譲り与へ于今所持仕罷在候、（以下略）

さらしこの由来書で注目したい点は、前述した『みぞち物語』

の左衛門邸の描写を類推させるような、屋敷に塀構があり（波線）、橋家は古米、屋敷が十一であったが、今は七つであるという記述である（傍線③）。この由来書を信じるならば、越前を代表する商人司としての橋家の描写と、『みぞち物語』の左衛門邸は、前に述べた吉江左内のような問屋よりも、より共通した姿を顯しているのではなからうか。

結局、中世末から近世初頭にかけて、水落では土着の商人として吉江左内のような、小規模ではあるものの「上下荷物付下」をする宿糺ぎ業のような仕事をしていた者の存在が知られる。一方で北の莊付近には同じく天正年間頃に、商人司として多くの屋敷を構えていた橋屋のような存在も確認できるのである。もともと、この両者のどちらが『みぞち物語』の左衛門像に近いかなどと考えてみても益のないことである。しかしながら橋家については、さらに芸能の面からも注目できるのである。

『みぞち物語』の構成上その物語の大半を占める、酒宴の場、さらにその中で左衛門と宮内殿のおこなう乱舞（舞）などといった芸能の場面に注意すると、左衛門尉は都人である宮内殿に対して、左衛門申されけるは、都人にて御はづかし候へども、我らも若き時は、この国の守殿に奉公をつかまつりて、都へ一両度もまかり上り侍る也。その折節は、主君の仰せなれば一差をも稽古つかまつりて、客をも慰め給はんとて、毎日乱舞いたせし也。

と述べ、自らその芸能好きを語る。このような酒宴の中での芸

能の場面を、物語中で詳細に語る目的については、残念ながら考えをまとめることができないままでいるが、『みぞち物語』を理解する上で、重要な問題であることは疑う余地はない。芸能の場面を物語の中心に据えるという趣向は、他の室町物語の諸作品にも見られないようであるが、水落という土地と乱舞芸というような芸能は果たして何か接点があったのであろうか。前項で述べた商人司の橋屋は、実は芸能の面からもその活躍を知ることができる人物であつて、観世元信の『四座役者目録』には、

越前の俵屋 橋家

似我與左衛門二、センボウノ太鼓ナドモ習フヨシ。太鼓ハ役ニ立タザル打手也。越前二住ス。

と評される。観世元信は「役ニ立タザル打手」とするが、そもそもこの『四座役者目録』は、辛評で知られており、また「センボウ（機法）ノ太鼓」は「朝長」で演じられる太鼓の難曲・秘曲であつて、一子相伝とされていたことから鑑みても、橋家は相当な腕前であつたとみて相違なく、「越前二住」した橋家は都にも伝わるほどの芸能好きであつたことが知られる。

続けて、一連の「橋栄一郎家文書」の中にも能の太鼓方観世流の事実上の芸祖である観世国広の太鼓伝書が、数多く残つてゐるということ、竹本幹夫氏が「橋家旧蔵福井県立博物館蔵太鼓伝書考」で既に指摘しており、竹本氏も「橋屋は能や囃子に堪能であつたわけで、商人の能愛好の例としてはきわめて早

いという点でも注目して良い」と述べる。そこで、前述の橋屋の由来書を再び確認すると、傍線②では「今春惣右衛門と私家之寿仙と」で「太鼓之争論」があり、「寿仙首尾克申勝候」との記述が残されているように、橋家一族が太鼓を好んだことは事実であらう。

さらにこの由来書を見ると(傍線④)、「童臬と中者乱舞を好ミ観世与左衛門を師範三仕」とあり、この童臬(一五三九)・六一四)なる人物は、先の『四座役者目録』にある橋家とされる者と同一人物であるという。彼は橋屋十七代の当主で、太鼓の上手として知られるだけではなく、この由来書によれば、『みぞち物語』の左衛門と同様に、乱舞芸を好む商人として名高い人物であつた。

(三) おわりに

これまで見たように水落周辺の商人司であつた橋家が、芸能に秀でていたことは、僅かな史料ではあるが一応確認できる。また一方で、朝倉氏の制定した「朝倉英林壁書」に、壁書という性格からはあまり類を見ない芸能についての記述があることは広く知られている。

〔朝倉英林壁書〕

一 四座之猿楽切々呼下、見物被好間鋪候。以其師、国之申猿楽之器用ならんを為上洛、仕舞を習はせ候者、後代迄可然歟。其上城内にをみて、夜能被好まじき事。

僧俗共に、一手に芸能あらん者、他国江越越間鋪候。
但、其身之能を慢じ、無奉公之輩は、可_レ無_レ曲事。

この「壁書」によると、国の猿楽の上手なものを都にあげて芸を習わせるようにと定め、また、芸に達者なものは、他国へ行つてはならぬとし、芸能を保護するような文言が記され、朝倉氏の芸能に対する興味も共に窺えよう。そもそも、朝倉氏と猿楽などの関係を、結びつけている要素の一つとして推測できるのは、越前幸若の存在である。越前幸若の発祥地は現在の朝日町であり、水落とはわずか数キロしか離れておらず、水落神明社には越前幸若の家である桃井氏が寄付をおこなっていることで知られている。水落周辺には、朝倉氏統括時代から既にこういった芸能に対する特別な姿勢が見られるのである。

一方で、中世末期には、商人司と呼ばれる豪商や、在地の問屋も水落周辺に現れ、具体的には乱舞芸にも秀でた橋屋という人物が目される。本論では、商人と芸能という二つの面から「みぞち物語」と水落周辺の接点を検討してきたが、例えば橋家は左衛門尉を想起させる人物ではあるが、物語のモデルと断定できるわけではない。しかしながら、北陸道の一宿駅である水落が、実際は中世末から近世にかけて流通の面からも発展し、芸能も盛んな土地柄であったという、そのような背景を考えるならば、「みぞち物語」の成立の場を「都」と想定しなくとも、水落周辺の現実を反映しつつ在地伝承に基づいて成立した過程を視野に入れる方が、むしろ自然な考え方ではあるまいか。

しかし、現在、水落周辺に「みぞち物語」はおろか、それに結びつくような伝承は知られていないようであり、さらに、このような作品を誰がどういった読者を想定して制作したのか、という重要な問題もいまだに未解決のままである。今後一層の調査を試み、見解を示したいと考えている。

注

(1) 「青山語文」(第三〇号、平成二二年三月)。

(2) 「みぞち物語」本文の引用については、佐伯貞一「翻刻『みぞち物語』」(青山語文第二九号、平成二二年三月)によるが、適宜漢字にて替えた。また、その一部を「みぞち物語」注釈(上)「緑岡詞林第二四号、平成二二年三月」に掲載した。以下、引用は両者に従う。

(3) 図①は「日本海地域史研究第三輯」(田中喜男編、文献出版、昭和五六年)所収の小泉義博「中世越前国における北陸道」によった。

(4) 「潮崎八百主文書」には、「越前国この水おちの幸勝坊之門弟引且那一則」とある。本文は「大日本史料」(七一―一九)によった。

(5) 「冷泉為広卿越後下向日記」については、「しぐれてい」(二二、一三三号、昭和六〇年三月、六月)に、小葉田淳氏が「冷泉為広卿の越後下向」として紹介されている。引用本文は小葉田淳「冷泉為広卿の越後下向日記と越前の旅

路」(『福井県史研究』三号)によった。

(6) 『鯖江市史』(通史編上、平成五年)による。

(7) 本文は『福井県史』(資料編五、昭和六〇年)によった。

(8) 前掲。

(9) 思文閣、平成元年。

(10) 本文は『福井県史』(資料編四、昭和五九年)によった。

傍線は筆者。

(11) 本文は『越前若狭古文書選』(福井県名著刊行会、昭和四

六年)によった。

(12) 前掲。

(13) 「市と都市」『中世都市研究三津・泊・宿』新人物往来社、

平成八年)

(14) 桜井英治『日本中世の経済構造』(岩波書店、平成八年)

などに詳しい。

(15) 桜井氏前掲に指摘がある。また早くには豊田武『中世日

本の商業』(吉川弘文館、平成三年)に言及されている。

(16) 「橘家由来書」によると、観音の霊夢に橘を見て「橘」

印の合葉を始めたという。「みぞち物語」も申し子の場

面で、左衛門が「橘」の夢を見、その願いが果たされる。

両者の関係についてはただ推測の域を出ないが、申し子

を「橘」と共に語った例は管見に入らず、注目される。

(17) 『福井県史』(史料編三、昭和五七年)による。

(18) 前掲。

(19) 前掲書によると網野善彦氏は、文書の形式、言い回し等からこれは偽文書ではないかと指摘する。

(20) 乱舞についての見解は、『みぞち物語』注釈(上)、『緑岡詞林二四号、平成二二年三月』に「乱舞」(近藤安紀氏)として掲載した。

(21) 『校本四坐役者目録』(能楽史料第六編、田中允、昭和五十年、わんや書房)による。俵屋は橘家の誤写。

(22) 『国文学研究』(第一一六、平成八年)。

(23) 本文は『日本思想大系、中世政治社会思想(上)』による。

※本論は平成二二年三月に行われた「伝承文学会東京例会」(於学習院大学)で口頭発表した内容に基づいている。多数の重要な指摘を頂いたことをこの場で感謝申し上げます。

(まつもと・あさこ)／本学大学院博士後期課程学生